

統計法第9条第4項ただし書きにおける  
「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて（案）

〔平成21年3月9日  
統計委員会決定  
改正 平成30年9月28日  
改正 令和2年3月16日  
改正 令和3年〇月〇日〕

1 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げる場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更、同一母集団情報の定期的な更新等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の廃置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの（郵送調査を実施している場合のオンラインによる調査方法の追加又は郵送調査及びオンライン調査の民間委託を含む。）
- ⑥ 効率的な統計作成のための調査事項への法人番号の追加
- ⑦ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便等に資する観点から行う変更（公表期日の早期化、インターネットによる公表方法の追加又はインターネット公表を行っている場合における印刷物による公表の廃止や印刷物に掲載する統計表の縮減を含む。）
- ⑧ 災害や感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更
- ⑨ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑩ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更（統計委員会で認められた選定基準による調査品目の変更を含む。）
- ⑪ 上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準制度担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

統計法第45条の2ただし書における  
「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて (案)

平成30年9月28日  
統計委員会決定  
改正 令和3年〇月〇日

- 1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第45条の2ただし書の「委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。
  - ① 法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならないとされている法令以外の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
  - ② 統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
  - ③ 実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正等）
  - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更
  
- 2 法第45条の2ただし書の場合において、1に掲げるものとして委員会の意見を聴かなかつたときは、その政令又は省令の公布後、委員会が総務省政策統括官（統計基準制度担当）からその変更の概要について報告を受けるものとする。